

国際競争業務継続拠点整備事業
(エネルギー導管等整備事業)

令和 7 年度 申請要領

■応募受付期間

令和 7 年 1 月 2 7 日 (月) ~ 令和 7 年 2 月 2 5 日 (火)

■問い合わせ先

国土交通省都市局市街地整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3 号館 6F

連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 32738)

E メール : motoki-t2ds@mlit. go. jp

katsuda-h2d9@mlit. go. jp

＜ 目 次 ＞

0. 国際競争業務継続拠点整備事業（エネルギー導管等整備事業） 令和7年度募集の取扱いについて	0
I. 国際競争業務継続拠点整備事業（エネルギー導管等整備事業）の概要	
1. 目的	1
2. 事業内容	
2-1 地域要件	3
2-2 認定要件	3
2-3 補助対象	4
2-4 補助率と補助限度額	5
2-5 エネルギー導管等整備事業計画の認定	6
2-6 補助スキーム	7
II. 申請の受付、評価・審査、認定について	
1. 申請の受付について	9
2. 応募された事業計画の評価・審査	10
3. エネルギー導管等整備事業計画の認定	10
4. 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて	11
III. 補助金の交付等	
1. 補助金の交付申請	12
2. 交付決定（交付決定変更も含む）	13
3. 補助事業の計画変更について	13
4. 実績報告及び額の確定について	13
5. 補助金の経理	14
6. 事務フロー図	14
7. 事業中及び事業完了後の留意点	14
7-1 取得財産の管理等	14
7-2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	15
7-3 額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	15
7-4 実績の報告	15
7-5 普及・啓発、アンケート、ヒアリングへの協力	15
7-6 情報提供	15
7-7 情報の取り扱い等	16
8. その他	16

【別添資料】

<様式等>

- ・ 国際競争業務継続拠点整備事業エネルギー導管等整備事業計画認定申請書（様式１）・・・別添１－１
- ・ エネルギー導管等整備事業計画（様式２）・・・別添１－２
- ・ エネルギー導管等整備事業計画（様式２）記入要領・・・別添１－３
- ・ 意見書（様式３）・・・別添１－４

<関係資料>

- ・ 国際競争業務継続拠点整備事業 実施フロー・・・別添２
- ・ 都市再生推進事業制度要綱・・・別添３
- ・ 都市再生推進事業費補助交付要綱・・・別添４
- ・ 国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）に係る新規事業採択時評価実施要領細目・・・別添５
- ・ 国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）新規事業採択時における客観的評価指標（案）・・・別添６
- ・ 国際競争業務継続拠点整備事業の費用便益分析マニュアル（案）・・・別添７

0. 国際競争業務継続拠点整備事業（エネルギー導管等整備事業）令和7年度募集の取扱いについて

国土交通省では、平成29年度に「国際競争業務継続拠点整備事業」を創設しており、このうちエネルギー導管等整備事業支援については、要綱に定める要件に該当するエネルギー導管等整備事業計画について国土交通大臣が認定を行い実施することとしております。

この公募は、令和7年度予算の成立を前提として実施するものであるため、予算が成立しなかった場合等には本事業による支援ができない場合もあることをあらかじめご承知おき下さい。

I. 国際競争業務継続拠点整備事業（エネルギー導管等整備事業）の概要

1. 目的

東日本大震災では、広範囲にわたり停電が発生し、大規模電源に集中して依存する従来型の電力供給におけるリスクが顕在化しました。

一方、自立型のエネルギー源が確保されていた地区ではオフィスや商業施設、一時滞在施設等の業務継続に必要なエネルギーを安定供給することができております。

「国土強靱化基本計画」においては、「再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源を確保する」及び「有事でもエネルギー供給が途絶えにくいシステムを構築する必要がある」が挙げられており、とりわけ大都市の業務中枢拠点において、世界水準のビジネス機能・居住機能を集積し、国際的な投資と人材を呼び込むためには、我が国の大都市の弱みである災害に対する脆弱性を克服していくことが必要です。

本事業は、災害に対する対応力の強化として、都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域において、災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備に必要な事業費の一部に補助を行うことにより、エネルギーの自立化・多重化を図り、大都市の防災性向上の促進による国際競争力の強化を目的としています。

＜国際競争業務継続拠点整備事業（エネルギー導管等整備事業）の支援スキーム＞

本事業は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、「都市再生機構」という。）、法律に基づく協議会（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条第1項に規定する都市再生緊急整備協議会、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第8条第1項に規定する低炭素まちづくり協議会その他法律に規定する地方公共団体を構成員の一部とするもの、以下、「協議会」という。）、民間事業者等が事業主体となって、国際競争力の強化が必要とされている一定の条件を満たす地区において、災害時の業務継続の確保に資する、エネルギーの面的ネットワークを整備する事業が対象となります。

市街地整備と一体となってこれら事業を実施する際、本事業による支援を受けるためには、地方公共団体、都市再生機構、協議会、民間事業者等は、都市再生推進事業制度要綱第30条に基づく計画（以下、「エネルギー導管等整備

事業計画」という。)を策定し、国の募集に対して応募(申請)する必要があります。

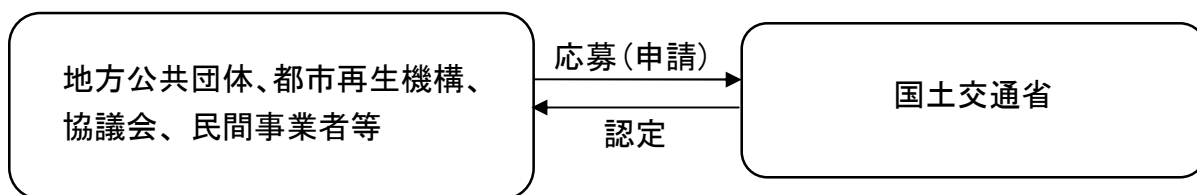
なお、計画策定者が都道府県の場合は、計画にかかる関係市町村の意見を聴く必要があります。

国土交通大臣は、エネルギー導管等整備事業計画に記載された事業実施による効果等を勘案して、要件を満たした事業計画に対し大臣認定を行い、認定を受けた事業計画に位置づけられた補助対象事業に対して支援を行います。

また、平成28年9月には改正都市再生特別措置法が施行され、国際競争力強化の観点から都市再生安全確保計画制度の枠組みにおいてエネルギー供給施設に関する計画や協定制度が法律に位置付けられております。

本事業の採択や予算の配分にあたっては、上記制度の趣旨に沿った検討がなされているかについても考慮します。

エネルギー導管等整備事業計画策定者



2. 事業内容

2-1. 地域要件

国際競争業務継続拠点整備事業（エネルギー導管等整備事業）は、下記イ、ロのすべてを満たす地域で実施される、エネルギー導管等整備事業計画に定められた事業が対象になります。

イ. 地域要件

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域

ただし、国際競争力強化の観点から、特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合はその限りでない。

ロ. 立地施設要件

エネルギーの供給先に災害対策基本法（昭和 36 年 11 月法律第 223 号）第 2 条第 5 項に規定する指定公共機関及び同条第 6 項に規定する指定地方公共機関の施設（以下、「指定公共機関等の施設」という。）、「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年厚生労働省医政局長通知）に規定する災害拠点病院（以下、「災害拠点病院」という。）、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設のうち一以上を含む地区

2-2. 認定要件

次の各号に定める全ての要件に該当すること。

- 一 2-1. 地域要件に規定する事業地区に該当する地域で実施されること
- 二 エネルギー導管等整備事業計画に定めるエネルギー供給対象区域において、市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね 10,000 平方メートル以上の既設建築物の所有者に対して、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向の確認を行った上でエネルギー導管等整備事業を実施しようとする事
- 三 エネルギー供給の希望意向を示した事業者の市街地開発の動向を踏まえ、エネルギー供給開始の予定時期が適切なものとなっていること
- 四 エネルギー導管等整備事業の実施に合わせて、都市再生安全確保計画への位置付け、エネルギー面的ネットワークの活用担保のための地区計画、建築協定、非常用電気等供給施設協定等の活用について検討を行っ

- ていること
- 五 供給区域におけるエネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保が確認されること
 - 六 施設整備の概算事業費が妥当であること
 - 七 エネルギー供給事業の実施体制が適切なものとなっていること
 - 八 エネルギー供給事業の資金計画が妥当なものとなっていること
 - 九 エネルギー導管等整備事業の対象とするエネルギー導管の施工方法が妥当なものとなっていること
 - 十 エネルギーマネジメントシステムによりエネルギーの使用の合理化が図られるものとなっていること
 - 十一 エネルギーマネジメントシステムを交付対象とする場合は、導入されるエネルギーマネジメントシステムがエネルギーの使用の合理化に高い効果を発揮できるものとなっていること
 - 十二 エネルギー導管等整備事業の対象とするエネルギー導管の整備が、次のいずれかとなっていること。
 - イ 公共空間の整備（道路事業や都市開発事業等の基盤整備）と一体的に整備されるもの
 - ロ 既存建築物を更新又は改修して既存のエネルギーの面的利用に接続する場合は、公共空間の改編を要しないものであること又は、供給施設の取り出しの整備等と合わせて公共空間内に整備されるものであること
 - 十三 エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向を示す者に対して、供給可能な（又は将来的に可能な）施設となっていること

2-3. 交付対象

次に掲げる施設及びそれらの付帯施設の整備に要する費用を交付対象とする。

- イ エネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）
- ロ エネルギー貯留施設
- ハ エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）
- ニ 指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備
- ホ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第63条第3項に基づく脱炭素都市再生整備事業について同法同条第1項に基づく整備事業計画の認定を受けた事業、かつ、当該エネルギー導管等整備事業の供給区域においてエネルギー施策（再生可能エネルギー施設の整備

等)、交通施策(EVステーションの整備等)、緑施策(緑地の整備等)に関する各施策の取組みが合わせて行われる場合は、高度な機能を備えたエネルギーマネジメントシステム

※下線部分は令和7年度拡充予定

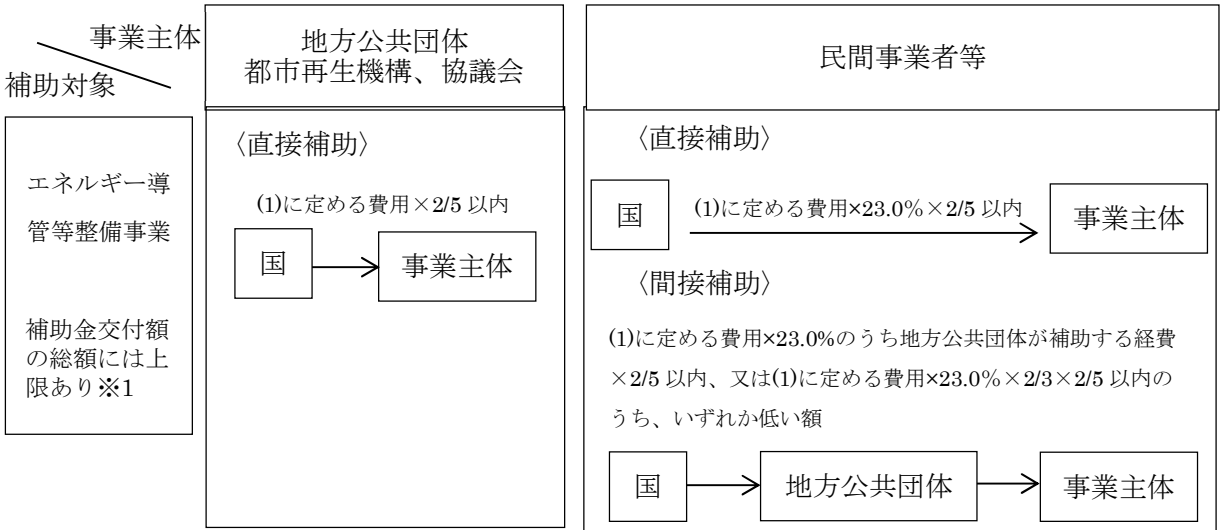
2-4. 補助率と補助限度額

地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあっては、(1)に定める費用を補助基本額とし、民間事業者等が実施する事業(地方公共団体が民間事業者等に補助する事業を除く)にあっては、(1)に定める費用の23.0%を補助基本額とし、地方公共団体が民間事業者等に補助する事業にあっては、(1)に定める費用の23.0%のうち当該地方公共団体が民間事業者等に補助する経費、又は3分の2のいずれか低い額を補助基本額とし、予算の範囲内において補助基本額の5分の2以内とします。

なお、補助金の交付額の総額は事業計画あたり20億円を上限とします。

以上を図式化すると、以下のようになります。

※ 補助額については、次年度以降の予算によって、認定された事業計画に記載された補助金額が交付できない場合がありますので留意して下さい。



※1 1事業当たりの国費交付上限額を20億円※2とする。

2-5 エネルギー導管等整備事業計画の認定

・認定方法

エネルギー導管等整備事業計画の認定は、募集期間中に申請があった事業計画の中から、学識経験者等で構成するエネルギー導管等整備事業計画評価委員会での評価等を踏まえ、国土交通大臣が行います。

・認定要件等

2-2. 認定要件に記載のとおり。

・その他の留意事項

以下の各項目に関する記載内容について認定の際に考慮することとします。

- ① まちづくりにおいてエネルギー面的ネットワークの活用を進める上での計画の特徴（例えば、優れた全体構想を推進する事業としての位置づけがあること）
- ② 指定公共機関等の施設、災害拠点病院、一時滞在施設及び地方公共団体の本庁舎の災害時の業務継続に必要なエネルギー需要量に対する、自立・分散型エネルギーによる供給可能量の割合
- ③ エネルギー面的利用のための需給調整組織の設置状況その他地域連携
- ④ 提案システムが災害時だけでなく、平常時においてもエネルギー面的ネットワークによる省 CO2・省エネルギーが図られていること
- ⑤ 提案システムの導入による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保以外に期待される効果（まちづくり等の観点からの効果）
- ⑥ 災害時の業務継続に必要なエネルギー供給を確保する施設の内、一時滞在施設の規模（災害時に周辺地域において想定される帰宅困難者の内、当該施設において受け入れることができる割合等）
- ⑦ エネルギー面的利活用のための先進的な取組（デジタルサイネージ等）
- ⑧ 指定公共機関等の施設、災害拠点病院、一時滞在施設及び地方公共団体の本庁舎の災害時の業務継続に必要な電気や熱を、複数街区にまたがって供給することにより、エネルギー面的ネットワークを構築する事業であること

なお、上記①～⑧については、その提案の内容が分かる資料を提出することとし、またその内容について、学識経験者の意見を聴くこととします。

また、事業主体および関係者が次のいずれかに該当する事業者である場合は対象外となります。認定（または確認）後に判明した場合も対象外となります。

- イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

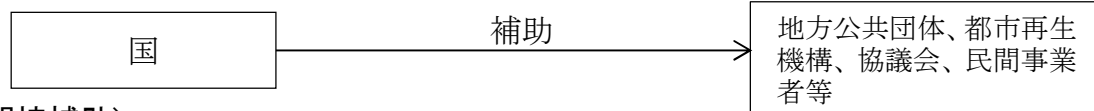
２－６ 補助スキーム

国は予算の範囲内で、国土交通大臣が認定したエネルギー導管等整備事業計画に位置付けられるエネルギー導管等整備事業に要する経費の一部を、事業主体に対して補助します。（直接補助）

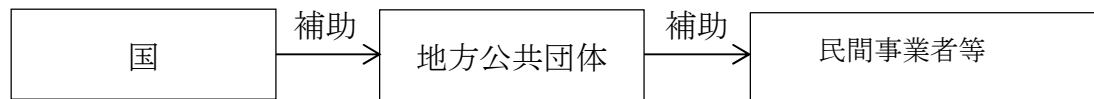
また、地方公共団体が民間事業者等に対して、エネルギー導管等整備事業支援に要する経費を補助する場合は、国は予算の範囲内で、当該地方公共団体にその経費の一部を補助します。（間接補助）

なお、審査対象とする事業計画は単年度のもの、複数年度にまたがるもののいずれでも可とします。複数年度にまたがる事業計画が認定された場合、それ以降の各年度での審査は不要となりますが、交付申請は各年度で行うことが必要です。詳細は本要領「Ⅱ．申請の受付、評価・審査、認定について」を参照願います。

＜直接補助＞



＜間接補助＞



Ⅱ．申請の受付、評価・審査、認定について

1．申請の受付について

以下のとおり、エネルギー導管等整備事業計画を募集いたします。

<提出書類>

- 1．エネルギー導管等整備事業計画認定申請書（様式1）
- 2．エネルギー導管等整備事業計画（様式2）
- 3．同添付資料、その他資料

様式の欄外注意書きを参照して必要に応じて添付資料を提出して下さい。提出方法は応募書類の提出方法に準じますが、容量が大きく困難な場合などは、お問い合わせください。なお、添付資料については各項目につき最大A3用紙1枚程度とします。また、適宜その他資料の追加提出を求める場合があります。

<令和7年度応募受付期間>

応募受付期間： 令和7年1月27日（月）
～令和7年2月25日（火） 18:00（必着）

<応募書類の提出先>

国土交通省 都市局 市街地整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎3号館6F

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線32738）

Eメール：motoki-t2ds@mlit.go.jp

katsuda-h2d9@mlit.go.jp

＜応募書類の提出方法＞

- ・提出先へ持参又は郵送（書留郵便に限る）の場合は２部、電子メールの場合は１部（電子メールの場合には提出先に着信を確認すること。）。
- ・持参の場合：令和７年１月２７日から令和７年２月２５日まで午前９時３０分から午後０時まで及び午後１時から午後６時１５分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ・原則として提出ソフトは以下のとおりとしますが、国土交通省側で使用できないバージョンであった場合などは形式を変更しての再提出をお願いする場合がございます。

「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Microsoft Power Point」「PDF」

＜問い合わせ先＞

前記応募書類の提出先とします。

２．応募された事業計画の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業計画については、学識経験者等で構成するエネルギー導管等整備事業計画評価委員会にて評価・審査します。（評価・審査の観点、Ⅰ．２－４ エネルギー導管等整備事業計画の認定を参照）

なお、評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。追加資料を請求したときに、その請求の際に指定した期日まで提出がない場合には、不十分な情報に基づいて評価せざる得なくなりますので注意して下さい。

３．エネルギー導管等整備事業計画の認定

エネルギー導管等整備事業計画評価委員会の審査・評価結果を踏まえ、国土交通大臣が認定し、エネルギー導管等整備事業計画の策定主体に対し、書面により通知いたします。併せて、認定事業計画に位置づけられた補助対象事業の内容を踏まえ、毎年度、予算額（当年度執行可能額）を各事業主体に通知します。

4. 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて

複数年度にまたがる事業の取扱いは、次の通りとなります。

- ・ あらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・ 次年度以降については、学識経験者の意見等を踏まえた認定を受ける必要はありません。また、工事等を継続することは可能ですが、初年度の交付決定時のスケジュールに沿って、毎年度交付申請を行う必要があります。
- ・ 各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度交付申請を行う必要があります。但し、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・ 従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。
- ・ 年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。
- ・ 補助金の交付決定前に契約が締結されている事業・調査は補助対象となりません。（なお、工事については全体設計承認の制度があります。Ⅲ-1※をご参照ください。）

Ⅲ. 補助金の交付等

認定結果の通知時に、交付申請手続き等について、お知らせします。

補助金の交付申請受付窓口は、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局（以下、各地方整備局等）です。補助金の交付申請等に当たっては、本募集要領に記載されている内容を遵守して頂きます。

1. 補助金の交付申請

- ・ 交付決定前に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となります。
- ・ 複数年に跨がる事業の場合、工事については予め全体設計承認※を受けることにより、2年目以降の工事分についても初年度の交付決定後に契約が可能ですが、年度毎に交付申請が必要です。
- ・ 消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）は外税方式とし、消費税等を含めた費用を補助対象とします。ただし、補助金に係る消費税等の仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税等は補助対象となりませんので、交付申請時に当該控除に係る額を除いて交付申請して下さい。
また、交付決定後、完了実績報告時までに消費税の仕入控除の申告をすることとした場合には、当該控除に係る額を除いて完了実績報告を行って下さい。消費税仕入控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税分を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意して下さい。

*全体設計承認の制度

次年度以降にわたる補助事業の全体計画を事前に審査し、当該年度の補助事業の適正な執行を確保するとともに次年度以降に施行される補助事業（次年度以降に補助採択された場合）の適正な執行を確保しようとする制度。

全体設計が認められる場合は、大規模構造物等に係る工事等で施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ当該工事の施行年度が2ヶ年度以上にわたるもの。

補助金の交付の申請の前に「全体設計承認申請書」並びに交付申請の場合に準じて作成した設計書及び関係図面を提出し、承認を受ける必要がある。

なお、全体設計承認を行っていても制度上は次年度以降の補助金の交付が必ず行われるわけではなく、運用として優先的に補助金の配分を行うもの。また、次年度以降については、年度ごとの補助金の交付申請を行う必要がある。

2. 交付決定（交付決定変更も含む）

交付申請された内容について、次の事項等について審査したうえで交付決定（変更）されます。

- ・ 交付申請の内容が交付要綱及び募集要領等の要件を満たしていること。
- ・ 交付申請の内容が、認定された内容に適合していること。
- ・ 補助対象費用が、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用を含まないこと。

3. 補助事業の計画変更について

補助事業者は、やむ得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむ得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等が取りやめになる場合など計画内容に変更があり、認定された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんので、ご注意願います。また、既に補助金を受領していた場合には、補助金の返還を求めることがありますのでご留意願います。

4. 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了実績報告書を各地方整備局等に提出して下さい。

各地方整備局等は、完了実績報告書を受領した後、交付申請に沿って補助事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払い手続きを行います。

なお、完了実績報告書には、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを証明するために工事管理を実施した有資格者等の証明書の提出を求めること

があります。それに係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請が出来ませんのでご注意ください。

5. 補助金の経理

補助事業者は、補助事業に係る収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておく必要があります。

特に支出額については、支出内容を証する書類（契約書、支払領収書等）を整備し、収支簿とともに、補助事業完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければなりません。

6. 事務フロー図

補助金交付等にあたっての主な手続きの流れについては、別添2「国際競争業務継続拠点整備事業実施フロー」を参照ください。直接補助、間接補助の場合毎に、フローを示しています。

なお、対象事業毎に補助事業者が異なる場合、又は直接補助と間接補助の事業がある場合は、補助金の交付申請は別々に行う必要があります。

7. 事業中及び事業完了後の留意点

7-1 取得財産の管理等

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

また、補助事業者は、当該施設を譲渡しようとするときは、施設を譲り受けようとする者と残管理期間において、本事業の要件を遵守する旨を規定する確約書を取り交わす必要があります。本事業の要件を遵守せず、承認を受けずに譲渡がなされた場合には、補助事業者に対し補助金の返還を求めることがあります。

す。

7－2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

7－3 額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

完了実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行、及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に充分ご留意下さい。

7－4 実績の報告

補助事業者は、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、全体及び補助を受けた施設等の防災機能の向上効果、都市環境の改善の成果についての報告を求める場合があります。

なお、必要に応じデータ提供についての協力について相談させていただくことがあります。

7－5 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者は、シンポジウムの参画や事例紹介等、普及啓発に協力していただくことがあります。また、補助期間終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

7－6 情報提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることとします。また、この情報については国土交通省にも適宜提供をお願いします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

7-7 情報の取り扱い等

認定された事業計画についてはエネルギーの面的利用の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等において提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

8. その他

補助金交付等に関しては、以下の定めるところによる必要があります。

- 一 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日付総理府・建設省令第 9 号）
- 四 都市再生推進事業制度要綱（平成 12 年 3 月 24 日付建設省経宅発第 37-2 号、都計発第 35-2 号、住街発第 23 号）
- 五 都市再生推進事業費補助交付要綱（平成 12 年 3 月 24 日付建設省経宅発第 37-3 号、都計発第 35-3 号、住街発第 24 号）
- 六 その他関連通知等に定めるもの